

令和4年11月18日
福島県立図書館

令和4年度福島県立図書館協議会の開催について

福島県立図書館協議会を下記により開催しますので、お知らせします。

図書館協議会は、図書館法の規定に基づき設置され、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関です。

記

- 1 開催日時
令和4年11月22日（火） 午前10時30分から
- 2 場所
福島県立図書館 3階 第1研修室
- 3 主な議題
 - (1) 福島県立図書館の概要について
 - (2) 福島県立図書館アクションプラン（第4次）の取組について
 - (3) 令和4年度図書館利用実績について
- 4 傍聴手続
 - (1) 会議の傍聴を希望される方は、上記の開催予定時刻までに会場にお越してください。
 - (2) 会場で受付を行います。なお、受付開始時刻は、午前10時15分からです。
 - (3) 傍聴する場合は、別紙「傍聴に当たっての留意事項」に従っていただくこととなります。
- 5 問い合わせ先
福島県立図書館 企画管理部
電話024-535-3220

(別紙)

傍聴に当たっての留意事項

1 傍聴の受付

傍聴の受付は先着順で行いますが、会場の広さの制約がございますので、傍聴者が多数の場合、入室をお断りすることがあります。

2 傍聴に当たって守るべき事項

会議を傍聴されるに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛にすること。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (3) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (4) 談話をし、又は騒ぎ立てるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、議長等の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は係員の指示に従ってください。ご不明な点は係員にお聞きください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用、手指消毒に御協力ください。
- (3) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (4) 会議中、会場の秩序維持ができなくなった場合、及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。